

令和4年9月15日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

福祉厚生常任委員会

委員長 関川 翔

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和4年第1回意見交換会時要望・意見に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和4年6月15日、9月8日
- 3 意見 別紙のとおり

【福祉厚生常任委員会】 令和4年第1回市民との意見交換会（要望・意見）

要望・意見	回答
1 コロナ禍で外出等いろいろな行動が制限されており、出たくても出られないで、市で外出の目安を指導してほしい。	現在、国における行動制限が示されていないことから、取手市におきましても、特に行動制限の必要性について周知しておりません。コロナ感染対策でマスクの着用はもちろん、密を避け、こまめな手洗いや換気など、いま一度基本的な感染症対策の徹底をしたうえで、ご自身で判断をしながら行動していただければと思います。
2 出産費用が数十万円かかる。国の制度である入院助産制度の周知を。	現在、出産にかかる費用は、各健康保険組合から原則42万円が出産育児一時金として支給されています。安全な出産のために必要な妊婦健診については、14回分総額10万2,150円分の公費負担を行っています。児童福祉法に定められた「助産施設」は「保健上必要があっても経済的な理由で入院助産が受けられない妊娠婦」が利用する施設です。茨城県の助産施設は、県立中央病院（笠間市）と東京医科大学茨城医療センター（阿見町）の2か所のみと取手市からは距離があることから、出産時の移動距離、健診時の交通費などを考慮し、各々の状況に合わせて情報提供するよう心がけています。 なお、県に問い合わせたところ、県内で助産施設を利用した方は、無保険者やオーバーステイ者であるということが分かりました。 議会としましては、妊娠中の方々の状況をしっかり聞き取りながら、助産施設その他の支援方法など適切な支援を進めるよう担当部課に求めてまいります。

3	オープンハウスをやった経験から、子育てや介護で気軽に話ができる場づくりが必要ではないか。また、お母さんの子育て相談支援のために、お母さんたちの交流の場をもっと増やすべきではないか。	介護で気軽に話ができる場としては、社会福祉協議会で行っている家族会が一つの拠り所になっており、地域包括支援センターで行っているオレンジカフェは認知症の方及びその御家族対象に取り組まれています。子育て面として、市では“とりで子育てガイドブック”を情報提供の一つとして作成し、市内4か所の“子育て支援センター”が相談支援や交流の場として位置付けられています。また、家庭児童相談室も利用されています。しかし、全国では「子育て等に一人で悩むお母さんをなくそう」と様々な取組が行われており、取手市内ではまだまだ不十分と市議会としても受け止めており、引き続き市議会としても取り上げ要望していきます。
4	小麦や原油だけでなくLPGも高騰しており、それに伴い物価も上がり、電気代も上升している。そのような中、年金受給額が下がっている状況である。夏に向けてエアコンを存分に使えなくては、高齢者は熱中症になりかねない。年金受給額を上げられないか。	物価高騰の中、今年6月からの年金引下げは、年金受給者にとっては厳しい状況と受け止めている。年金引上げを国に求めていきます。また、気候変動の影響で年々酷暑となり、高齢者の健康管理が強く求められています。中でもエアコンを電気料の心配なく利用できる支援策は不可欠であり、国・県さらに取手市にも求めていきたい。
5	年金生活者にとって、諸物価値上げの中で年金を減額されることは深刻な問題。これから猛暑日に電気代の節約でエアコンをつけない高齢者を心配している。せめて、市で給付金支給とか何らかの支援を行うよう議会から求めてほしい。	4番と同様

6	社協の「移送タクシー」は、藤代地域と取手地域とでは予約期間に差がある。この差は何なのか。	<p>旧取手地域を担当している社協では3日前までに予約（平日のみ・土日挟む場合は5日前）。ボランティアのドライバーで運営。ドライバーさんの組み合わせに要する時間と安定した運営のために3日前までとしています。</p> <p>藤代地域は「なごみの郷」が運営。2日前までに予約。</p> <p>「差」については予約期間も含め、それぞれの団体で自主的に規定しているためです。社協も団体の一つです。</p>
7	介護認定率を下げる取り組みとして、広島市のような「ポイント制度」の充実。	<p>市では平成25年4月1日より「介護支援ボランティア制度」を社協に委託して実施しています。市内の介護保険施設でのボランティア活動についてポイントが付加されます。1時間1ポイント。年間50ポイントを上限に100を乗じた金額（5000円上限）を交付しています。令和4年度は年度当初に254人の高齢者がボランティア登録されています。</p> <p>広島市はポイント付加対象活動が、①健康づくり、②特定健診の受診、③地域ボランティア活動、④ボランティア活動のうち広島市が指定するもの（7項目に分類）、交付金の上限は10,000円。以上、主な違いについて記載しました。対象高齢者については両市とも65歳以上です。</p> <p>また、ポイント制度といえば、取手市は茨城県の「いばらきヘルスケアポイント事業」（県民の健康寿命日本一を目指す）とも連携しています。これは、運動や食生活、コミュニケーションや健康等、4つの活動区分に応じてポイントを獲得、獲得したポイント数によって景品に応募できるものです。</p> <p>取手市が今ある制度を拡充し、広島市のようにするためにまずは取手市の実態と広島市を比較し、効果などを研究してみるべきと考えます。</p>

8	介護保険が変わってきてているが、問題はないのか。神奈川県は、昼夜、訪問体制ができているところもある。取手市もそうなってほしい。	<p>介護保険制度については、国が定める「介護保険法」などの法令により運営される全国一律の制度です。平成12年の制度開始以来、20年以上にわたり、その内容は改正されてきたところです。高齢者の増加、また、家族の在り方の変化により、「介護」の在り方も変わってきております。</p> <p>『昼夜、訪問体制ができるところもある』との御意見がありました。令和4年7月現在、取手市内では22の事業所が訪問介護サービスを提供して、介護・支援が必要な高齢者の生活を支えています。また、取手市緊急通報システム事業を実施することにより、突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に対処するとともに、ひとり暮らし高齢者等の不安を軽減しております。</p> <p>現在、市内で、夜間対応型訪問介護や、24時間対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスを提供する事業所はありません。介護保険事業所の整備については、市の介護保険事業計画に即し行っていますので、今後も、各サービスの必要性を見極め、適切な種類、量の整備を行ってまいります。</p> <p>議会としても適宜必要に応じて提言等を行ってまいりたいと考えています。</p>
---	---	--

9	<p>老人がいっぱい。コロナで不安・不満がいっぱい。取手市はどう考えているのか。</p> <p>令和4年4月現在、取手市民約10万6,000人のうち、「後期高齢者」とされる75歳以上の方は約1万9,500人で、全体に占める割合は18.4%です。日本全体をみると、1億2,500万人の総人口のうち75歳以上が1,880万人と、国民全体のうち後期高齢者は15.0%という統計（令和3年9月）が出ています。この事実を受け止め、令和2年3月、取手市は令和2年度からの4年間の行政運営指針となる基本計画「とりで未来創造プラン2020」を策定しました。プランの中で、まちづくりの基本的方針6項目の中に「健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり」と「豊かなこころと個性を育むまちづくり」を掲げました。高齢であっても、健康で生きがいのある豊かな人生を送れるよう、健康づくりを推進とともに安心して暮らすことができる福祉サービスの充実を図っています。また、子育て支援と少子化対策の推進を行い、若年層の定住化促進を進めています。</p> <p>新型コロナウィルス感染症については、2020年1月の世界的大流行以降、市内においても感染者が確認されました。市としては、3度のワクチン接種や市公共施設の利用の一部制限など、感染の状況を踏まえ、拡大防止に努めてまいりました。市民の皆様は感染予防のご協力とともに、活動自粛・三密回避についても、通常と比べ制約がある生活を送られてきました。</p> <p>令和4年6月現在、国も屋内外様々な生活シーンでのマスク着用について新たな考え方を示すなど、「ウィズコロナ」での新しい生活様式が掲げられています。市としても4回目のワクチン接種をはじめ、感染予防・感染対策に取り組みながら、停滞していた活動等についても、徐々に再開しながら、市民の皆様の日常生活の回復を図っております。</p> <p>今後についても、感染拡大の状況を注視しながら必要な対策を検討し、市民の皆様の日常生活の維持、回復に努めてまいります。</p>
---	---

10	<p>かたらいの郷の「大利根の湯」が 17 時まで利用できるはずなのに、16 時半には利用中止にしている。利用者は怒っている。誰かが高齢福祉課に連絡したら「掃除の時間を含めて契約している」とのこと。民間委託している市の施設で、このような例はない。議会として、各施設の契約内容を確認し、改善を求めてほしい。</p>	<p>かたらいの郷については、その設置及び管理に関する市の条例において、2階施設の利用時間を 17 時まで（7～9月は 19 時まで）と定めております。退館いただぐ施設全体の利用終了時間が 17 時であるため、2 か所ある浴場については、16 時 30 分には浴場の利用を終了し、17 時の退館へのご準備をいただくよう案内（お声かけ）をしております。他の自治体の入浴施設をみましても、利用終了（退館）時間にさきがけ、浴場使用終了の時間を別に定めるのが一般的な運営と捉えております。なお、浴場終了後、17 時まで大広間などの施設をご利用いただくことは可能です。また、浴場の清掃などについては、ご利用者の浴場使用終了を確認した後に行っております。</p> <p>17 時までの浴場の利用、その後の清掃となると、指定管理者との契約内容の見直しと新たな予算化が必要になってきます。</p>
11	<p>高齢者施設が多いが、若い人とつながるような取り組みを。高齢者と若い人を繋げる、コミュニケーションをつくるような施策を。</p>	<p>ここ数年、新型コロナウイルス感染症の拡大により、取手市主催また市内各地域で例年行われてきた行事やイベントが、開催見合わせや縮小せざるを得ない状況が続いておりました。社会活動の停滞は市民の皆様の相互交流の機会の減少に繋がったと捉えております。</p> <p>令和 4 年現在、これらの行事・イベントは、感染拡大の状況を見ながら、その開催方法などを工夫し、徐々に再開のきざしが見えつつあります。</p> <p>少子化が進む中、ますます老若男女が集うコミュニティー作りが重要になっています。行事・イベント参加を通じた交流、また自治会をはじめ地域内での繋がりによる交流を促進する施策を今後も検討していただくように提言してまいります。</p>